

## 木造の高層ビル

15年ほど前、青森に勤務していた頃、県産材消費拡大を検討する会議で、「高層公共建築物に内装などでもっと木材を使えないか」と意見を述べたところ、「耐火基準があって難しい」との説明がなされ、議論は進展しなかった。大蔵省の木質タイルの廊下のように、県庁や市町村役場、学校の廊下だけでも全部木質にすればいいのに…、とかねてより思っていたので、「規制があってダメ」との理由で議論がそこから進まないことに少々失望すると同時に規制自体に疑問を感じた。

その疑問が解消しつつある。2010年、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が成立し、同年10月に施行されたのである。

同法では、「農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない」とされ、それに基づいて策定された国の基本方針では、「過去の非木造化の考え方を、公共建築物については可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換する」とした。具体的項目として、①建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化を促進（目標：すべてを木造化）、②木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての木材の利用、木質バイオマスの利用（暖房器具等への木質バイオマス燃料の導入ほか）を促進、などが挙げられている。

さらに今国会で審議されている建築基準法改正案には、木造建築関連基準の見直しが含まれ、建築物における木材利用の促進を図るため、耐火建築物としなければならないこととされている3階建ての学校等について、一定の防火措置を講じた場合には、主要構造部を準耐火構造等とすることができることとする、としている。

さらに、高層ビルの木造化についても展望が開けてきた。CLT(Cross Laminated Timber)技術の開発・実用化により、木造で中高層のビル建設が可能になったのである。CLTとは、ひき板の繊維方向が層ごとに直交するように重ねて接着したパネルで、1990年代からヨーロッパで実用化が図られてきた新しい木質構造用材料である。ヨーロッパでは、すでに中高層建築物や大規模建築物などに採用され、急速にCLTの生産量が増加している。CLT工法の特徴は、①施工がシンプルで工期が短い、②断熱性に優れ、高い省エネ効果がある、③大量に木材を使用する、などが挙げられる。国内においては「国産スギCLTパネル構造」の実験で、十分な耐震安全性を有していることが確認されたという。

林野庁は、ロンドンやバンクーバーで開かれた五輪の関連施設に木材が利用された事例を挙げ、20年東京五輪でも競技場などの関連施設に国産木材を積極的に利用することを提案している。CLT関係法令を整備し建築例を蓄積することにより、選手村をはじめ多くの関連施設の木造建設がCLT工法によって実現することを期待したい。

「職場は木造の高層ビル」、は夢ではなくなった。今勤務しているビル（コープビル：11階建て）が建て替わるときには、CLTによる木造ビルに建て替えてほしいと思うのだが、どうだろう。

（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 岡山信夫・おかやま のぶお